

## 白岡市規則第 33 号

### 白岡市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白岡市住民投票条例（平成 25 年白岡市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、住民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格を有する者の数の告示)

第 2 条 選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数を、その登録が行われた日後速やかに告示するものとする。

(代表者証明書の申請等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により住民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、様式第 1 号の住民投票実施請求事項事前確認請求書により、様式第 2 号の住民投票実施請求書の当該住民投票に付そうとする事項が条例第 2 条に規定する市政に関する重要事項（以下「重要事項」という。）に該当することの確認を請求すると共に、様式第 3 号の住民投票実施請求代表者証明書交付申請書により、代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合において、住民投票に付する事項が条例第 7 条に規定する形式のものでないとき、又は実施請求書に形式上の不備があると認めるときは、代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(代表者証明書の交付等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による請求及び申請（以下「請求等」という。）があったときは、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が、重要事項に該当すること及び条例第 7 条に規定する形式に該当すること並びに代表者が条例第 4 条第 1 項に規定する住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）であり、かつ、同

条第2項に該当しない者であることを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認が終了したときは、前条第1項の規定による申請の日現在における投票資格者の数の総数の6分の1の数を付記した様式第4号の住民投票実施請求代表者証明書（以下「代表者証明書」という。）を代表者に交付するとともに、その旨を告示するものとする。

3 市長は、前項の規定による代表者証明書を交付する際に、代表者に実施請求書を返付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに同項の規定により代表者証明書に付記した投票資格者の数の6分の1の数を告示するものとする。

（申請の却下）

第5条 市長は、第3条第1項の請求等があった場合において、住民投票に付されようとする事項が重要事項に該当しないと認めるとき、代表者が代表者たる資格を有しないと認めるとき又は代表者が第3条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、当該請求等を却下するものとする。

2 市長は、前項の規定による却下をしたときは、当該請求等をした者に対し、様式第5号の住民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書により通知するとともに、理由を添えて、その旨を公表するものとする。

（代表者の変更）

第6条 代表者証明書の交付を受けた代表者が2名以上ある場合において、その一部の代表者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の代表者は、様式第6号の住民投票実施請求代表者変更届出書に当該代表者証明書を添えて市長に届け出て、当該代表者証明書に代表者の変更にかかる記載を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合その他当該代表者が地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその

旨を告示するものとする。

(署名の実施)

- 第7条 代表者は、様式第7号の署名簿（以下「署名簿」という。）に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、署名（視覚に障害を有する者が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。
- 2 代表者は、投票資格者に委任して、署名簿に署名及び押印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに様式第8号の住民投票実施請求署名収集委任状（以下「署名収集委任状」という。）又はその写しを付した署名簿を用いなければならない。
- 3 代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに様式第9号住民投票実施請求のための署名収集委任届出書により、市長に届け出なければならない。
- 4 本市において衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項及び第6項に規定する期間については、第1項及び第2項の規定による署名及び押印を求めることができない。
- 5 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、他の投票資格者（代表者及び第2項の規定により代表者から委任を受けて投票資格者に対し当該署名簿に署名することを求めるものを除く。）に委任して、自己の氏名（以下「投票資格者の氏名」という。）を署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による投票資格者の氏名の記載は、委任をした者の署名とみなす。
- 6 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が投票資格者の氏名を署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

7 第1項及び第2項の規定による署名及び押印は、第4条第2項の規定による告示があった日から起算して31日以内でなければこれを求めることができない。ただし、第4項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなったときは、その期間を除くものとする。

8 署名簿に署名及び押印した者は、代表者が次条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、代表者を通じて、署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名簿の提出)

第8条 署名簿に署名及び押印した者の数が第4条第4項の規定により告示された数に達したときは、代表者は、前条第7項の規定による期間中又は期間満了の翌日から起算して5日以内に、様式第10号の住民投票実施請求署名収集証明申請書を付して署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名及び押印をした者が投票資格者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

2 選挙管理委員会は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第4条第4項の規定により告示した数に達したと認められないとき又は前項の規定による署名簿の提出が同項の規定による期間の経過後にされたものであるときは、これを却下するものとする。

(署名の審査)

第9条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請があった日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の審査をするに当たっては公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録した選挙人名簿を署名審査用の名簿として使用するものとする。

3 選挙管理委員会は、第1項の証明をするに当たっては一の署名ごとに審査を行い、審査の結果、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明するものとする。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その一を有効と決定する

ものとする。

(署名の効力及び関係人の出頭証言)

第10条 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

- (1) この規則の定める所定の手続きによらない署名
- (2) 何人であるかを確認し難い署名

2 第12条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(署名審査録)

第11条 選挙管理委員会は、様式第11号の住民投票実施請求署名審査録(以下「署名審査録」という。)を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存するものとする。

(署名簿の縦覧及び署名の証明の修正)

第12条 選挙管理委員会は、第9条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名及び押印したものの総数及び有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を第9条第2項の署名審査用の名簿に登載されている者の縦覧に供するものとする。

2 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市長は、あらかじめこれを告示するものとする。

3 署名簿の署名に対して異議があるときは、当該署名に利害関係を有する者は、第1項の規定による縦覧期間内に、選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定するものとする。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第

9条第1項の規定による証明を修正しその旨を申出人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 選挙管理委員会は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、様式第11号の住民投票実施請求署名審査録にその修正の次第を記載するものとする。

(署名簿の返付)

第13条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による縦覧期間内に異議の申出がないとき又は同条第4項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載するものとする。

(住民投票の請求)

第14条 市民請求は、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、有効署名が第4条第4項の規定により告示した数以上であることを証明する様式第12号の住民投票実施請求署名収集証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 市長は、前項の市民請求があった場合において、その請求が条例又はこの規則で定める方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとする。

(請求の却下)

第15条 市長は、前条第1項の市民請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第4条第4項の規定により告示した数に達しないとき又は前条第1項に規定する期間を経過しているとき又は代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、これを却下するものとする。

2 市長は、前項の却下をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(住民投票の実施の通知)

第16条 市長は、条例第6条第2項の規定による公表をしたときは、当該投票の請求が市民請求である場合は代表者に、また、議会請求である場合は議会議長にその旨を通知するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第17条 選挙管理委員会は、条例第9条第2項の規定により選挙管理委員会が住民投票の投票期日(以下「投票日」という。)を告示した日(以下「告示日」という。)の前日現在の投票資格者を条例第8条第1項の投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)に登録するものとする。この場合において、投票資格者の年齢は、投票日現在によるものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するものとする。

3 投票資格者名簿は、第19条に規定する投票区ごとに編製するものとする。

4 住民投票の投票を行う場合においては、投票資格者名簿の抄本を用いるものとする。

(住民投票の実施の告示)

第18条 条例第9条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 投票日
- (2) 住民投票に付する事項
- (3) その他必要な事項

(投票区)

第19条 住民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定の例により設けられた投票区とする。

(投票所)

第20条 条例第10条第1項の規定による投票所(同項に規定する期日

前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）を除く。以下同じ。）の設置は、投票区ごとに選挙管理委員会の指定する場所に行うものとする。

- 2 期日前投票所の設置は、選挙管理委員会の指定する場所に行うものとする。

（投票所の開閉時間）

第21条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。

- 2 期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。

（投票管理者）

第22条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって充てる。

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第23条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておくものとする。

- 2 選挙管理委員会は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示）

第24条 選挙管理委員会は、第22条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

（投票立会人）

第25条 選挙管理委員会は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登載されている者の中から本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、期日前投票にあつては、投票資格者名簿に登録さ



れている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知するものとする。

3 選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知するものとする。

4 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつては、その投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から、2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第26条 投票用紙は、投票の当日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において条例第13条第2項及び第7項に規定する投票人に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、様式第13号のとおりとする。

(代理投票)

第27条 条例第13条第5項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

2 前項の投票人が代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第28条 視覚に障害を有する投票人は、条例第13条第6項の点字投票をしようとするときは、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。

2 前項の規定による申立てがあった場合は、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

3 前項の投票用紙の様式は、様式第14号のとおりとする。

(期日前投票)

第29条 条例第13条第7項に規定する期日前投票は、投票の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができるものとする。

(1) 職務若しくは業務又は公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第15条の4に規定する用務に従事すること。

(2) 用務（前号の公職選挙法施行規則第15条の4に規定するものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

(不在者投票)

第30条 条例第13条第7項に規定する不在者投票（以下「不在者投票」という。）は、投票日の当日に前条各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人について、公職選挙法施行令の規定の例により置くこととされる不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある投票人については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する同法第2条第2項に規定する信書便により送付する方法により行わせることができる。

(投票録の作成)

第31条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、様式第15号の住民投票投票所投票録（以下「投票所投票録」という。）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、様式第16号の住民投票期日前投票所投票録（以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票箱等の送致）

第32条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日に、その投票箱、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を第34条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を選挙管理委員会に送致しなければならない。

（開票区）

第33条 住民投票の開票区は、公職選挙法第18条の規定の例により設けられた開票区とする。

（開票管理者）

第34条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から、選挙管理委員会が選任した者をもって充てる。

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第35条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくものとする。

2 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に

開票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第36条 選挙管理委員会は、第34条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちに、その者の住所及び氏名を告示するものとする。

(開票立会人)

第37条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

2 選挙管理委員会は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせるものとする。

3 選挙管理委員会は、開票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を開票管理者に通知するものとする。

4 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第38条 開票管理者は、期日前投票に関し、選挙管理委員会から期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、かつ全ての投票区の投票管理者から、投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、直ちに当該書類等を点検し、当該住民投票に係る投票資格者の総数及び投票した者の数を算出しなければならない。

2 前項の規定により投票資格者の数及び投票した者の数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を選挙管理委員会に報告しなければな

らない。

- 3 選挙管理委員会は、開票管理者から前項の規定による報告があったときは、直ちにその数を市長に報告しなければならない。

(住民投票の成立又は不成立の決定)

第39条 市長は、選挙管理委員会から前条第3項の規定による報告がなされたときは、条例第18条第1項の規定に基づき、当該住民投票の成立又は不成立の決定をするものとする。

(開票作業等)

第40条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

- 2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、直ちに様式第17号の住民投票開票録その他必要な書類等を選挙管理委員会に送付しなければならない。

- 3 前項の開票録には開票に関する次第を記載するものとし、開票管理者は、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票の参観)

第41条 投票した者は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票の確定)

第42条 選挙管理委員会は、開票管理者から第40条第2項の規定による書類等の送付を受けたときは、その書類等を調査し、次に掲げる事項を確定するものとする。

- (1) 投票者総数
- (2) 棄権者
- (3) 不受理及び持ち帰りの数
- (4) 投票総数
- (5) 有効投票数
- (6) 賛成の投票数
- (7) 反対の投票数

(8) 無効投票数

(9) その他必要な事項

2 選挙管理委員会は、前項各号に掲げる事項を確定したときは、直ちに市長に報告するものとする。

(開票結果の告示)

第43条 条例第18条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項及び前条第1項各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 投票日

(2) 住民投票に付された事項

(3) 投票日における投票資格者数

(不成立となった投票の再請求等)

第44条 住民投票が実施されたにもかかわらず、条例第18条第1項の規定により投票が不成立となった事項については、条例第21条の規定を適用しないものとする。

(文書の保管)

第45条 市長は、住民投票に係る文書を、条例第18条第3項の告示後4年間保管するものとする。

(直接請求の例による事項)

第46条 前条までに定めるもののほか、住民投票の請求及び発議に関し必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29条)に規定する市町村における直接請求の例による。

(選挙の例による事項)

第47条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(委任)

第48条 この規則に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

住民投票実施請求事項事前確認請求書

（宛先）白岡市長

白岡市住民投票条例第5条第1項の規定による住民投票の実施を請求するにあたり、下記の事項が同条例第2条に規定する重要事項に該当することの確認を請求します。

記

- 1 住民投票に付そうとする事項の名称
- 2 住民投票の実施請求の要旨  
別紙住民投票実施請求書のとおり。

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

印



様式第2号（第3条関係）

住民投票実施請求書

（宛先）白岡市長

白岡市住民投票条例第5条第1項及び白岡市住民投票条例施行規則第14条の規定により、次のとおり住民投票の実施を請求します。

1 住民投票に付そうとする事項の名称

2 請求の要旨

---

---

---

---

---

---

---

---

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名



様式第3号（第3条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

（宛先）白岡市長

住民投票に付そうとする事項の名称

上記の事項について、白岡市住民投票条例第5条第1項の規定による市民投票の実施請求にあたり、実施請求代表者であることの証明書の交付を申請します。

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

生年月日



様式第4号（第4条関係）

住民投票実施請求代表者証明書  
（住民投票に付そうとする事項の名称）

次の者は、白岡市住民投票実施請求代表者であることを証明します。

住所

フリガナ  
氏名

生年月日

なお、白岡市住民投票条例第5条第2項に規定する確認は済んでいます。  
また、 年 月 日現在の白岡市住民投票条例第5条第1項の規定による投票資格者の総数の6分の1の数は、 であるので申し添えます。

年 月 日

白岡市長



様式第5号（第5条関係）

（表）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

様

年 月 日に提出された、住民投票の実施請求事項が白岡市住民投票条例第2条に該当することの確認の請求及び住民投票実施請求代表者証明書の交付の申請につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

年 月 日

白岡市長

印

(裏)

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、白岡市長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として（訴訟において白岡市を代表する者は白岡市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

住民投票実施請求代表者変更届出書

（宛先）白岡市長

住民投票に付そうとする事項の名称

上記の事項について、第 号にて請求代表者であることの証明書の交付を受けたところですが、下記のとおり代表者に変更が生じたため、白岡市住民投票条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更する者 住所  
フリガナ  
氏名 ⑩  
生年月日
- 2 変更の理由

年 月 日

実施請求代表者

住所  
フリガナ  
氏名 ⑩  
生年月日

様式第7号（第7条関係）

有効無効 の印	番号	署名年月日	署名者住所			代筆者の住所※		備考
			署名者氏名	印	生年月日	代筆者の氏名	印	
						代筆者の生年月日		
		月 年 日	白岡市 フリガナ 氏名	印	年 月 日	白岡市 フリガナ 氏名 年 月 日	印	
		月 年 日	白岡市 フリガナ 氏名	印	年 月 日	白岡市 フリガナ 氏名 年 月 日	印	
		月 年 日	白岡市 フリガナ 氏名	印	年 月 日	白岡市 フリガナ 氏名 年 月 日	印	
		月 年 日	白岡市 フリガナ 氏名	印	年 月 日	白岡市 フリガナ 氏名 年 月 日	印	
		月 年 日	白岡市 フリガナ 氏名	印	年 月 日	白岡市 フリガナ 氏名 年 月 日	印	

心身の故障その他の事由により署名簿の署名ができないときは、他の人に委任をして代筆をさせることができます。ただし、署名を求めている人は、代筆をすることはできません。

様式第8号（第7条関係）

住民投票実施請求署名収集委任状  
（住民投票に付そうとする事項の名称）

次の者に対し、白岡市住民投票実施請求のための署名及び押印を求めることを委任します。

受任者

フリガナ  
氏名

住所

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

㊟



様式第9号（第7条関係）

住民投票実施請求のための署名収集委任届出書  
（住民投票に付そうとする事項の名称）

（宛先）白岡市長

次のとおり届け出ます。

受任者

フリガナ  
氏名

住所

生年月日                   年     月     日

委任の年月日           年     月     日

年     月     日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

㊟

様式第10号（第8条関係）

住民投票実施請求署名収集証明申請書

（宛先）白岡市長

白岡市住民投票実施請求（住民投票に付そうとする事項の名称  
）に係る署名簿に署名及び押印をした者が、住民投票の請求資格者であることの証明を申請します。

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

生年月日

印

様式第11号（第11条関係）

住民投票実施請求署名審査録  
（住民投票に付そうとする事項の名称）

- |   |                 |   |   |   |          |
|---|-----------------|---|---|---|----------|
| 1 | 署名簿の受理          | 年 | 月 | 日 |          |
|   | 白岡市住民投票実施請求者署名簿 |   |   |   | （冊）      |
|   | 実施請求代表者         |   |   |   | （委任者数 名） |
| 2 | 署名審査開始          | 年 | 月 | 日 |          |
| 3 | 審査              |   |   |   |          |
| 4 | 審査終了            | 年 | 月 | 日 |          |
| 5 | 証明の修正           |   |   |   |          |
| 6 | 署名簿の返付          | 年 | 月 | 日 |          |

署名簿の末尾の記載は、有効署名数、無効署名数、総数である。

上記は、白岡市住民投票実施請求者署名簿についての審査の次第である。

年 月 日

白岡市長



様式第12号（第14条関係）

住民投票実施請求署名収集証明書

白岡市住民投票実施請求書（住民投票に付そうとする事項の名称  
）に添えて提出する白岡市住民投票実施請求者署名簿には、  
年 月 日付けで告示された住民投票の請求権を有する者の総数の6  
分の1（ 人）以上の有効署名があることを証明します。

年 月 日

実施請求代表者

住所

フリガナ  
氏名

印

		<p>(注 意)</p> <p>一 一人は反対の欄に○を自書してください。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないでください。</p>	<p>否を問う白岡市住民投票</p> <p>についての賛</p> <p>埼玉県白岡市 選挙管理委員会 会委員長之印</p>
反 対	賛 成		

備考

- 1 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 2 投票用紙に押すべき白岡市選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。

	否を問う白岡市住民投票
	についての賛
点	
字	
投	
票	

埼玉県白岡市 選挙管理委員 会委員長之印
----------------------------

備考

- 1 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 2 投票用紙に押すべき白岡市選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。